特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
6	障害福祉サービスの給付に係る事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

彦根市は、障害福祉サービスの給付に係る事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	―

評価実施機関名

滋賀県彦根市長

公表日

令和8年10月30日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害福祉サービスの給付に係る事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法に基づき、障害福祉サービス、自立支援医療、補装具及び地域生活支援事業の給付に係る事務にて特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①自立支援の給付に関する申請受付・交付決定事務および情報の管理 ②障害児支援の給付に関する申請受付・交付決定事務および情報の管理 ③自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付に関する申請受付・交付決定事務および情報の管理 ④自立支援医療（精神通院）の給付に関する進達事務および情報の管理 ⑤補装具の給付に関する申請受付・交付決定事務および情報の管理 ⑥地域生活支援事業の給付に関する申請受付・交付決定事務および情報の管理 ⑦Public Medical Hub（PMH）を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務 ・情報連携のため、本市はPublic Medical Hub（PMH）へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐づけ及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務ニ係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療助成を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	障害者福祉システム、団体内統合宛名システム、EUCシステム、中間サーバー、Public Medical Hub（PMH）

2. 特定個人情報ファイル名
障害者福祉関係ファイル、住登外者宛名番号管理関係ファイル、団体内統合宛名関係ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表第9，21，51，117項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1）実施する 2）実施しない 3）未定
②法令上の根拠	＜情報提供の根拠＞ 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(利用特定個人情報省令)第2条の表の11、15、20、37，42、75、80、81、125、144、155及び161の項 ＜情報照会の根拠＞ 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(利用特定個人情報省令)第2条の表の14、15、16、20、37、75、144、145及び146の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部障害福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	彦根市総務部総務課法規行政係 〒522-8501　滋賀県彦根市元町4番2号 0749-30-6100

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	彦根市福祉保健部障害福祉課 〒522-0041　滋賀県彦根市平田町670 0749-27-9981

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点	

2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　　500人未満　　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　　発生なし　　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本人確認書類等の確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	パスワードおよび指紋認証を活用し、また、限定されたユーザーにシステムに係る権限を与えることによって権限のない者によって不正に使用されるリスク対策を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	評価書名	障害福祉関係事務　基礎項目評価書	障害福祉サービスの支給に係る事務　基礎項目評価書	事後	
令和1年5月31日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	彦根市は、障害福祉関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	彦根市は、障害福祉サービスの支給に係る事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和1年5月31日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）および身体障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害支援区分、自立支援医療、補装具及び地域生活支援事業および身体障害者手帳の交付に係る事務にて特定個人情報ファイルを取り扱う。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法および特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障害福祉サービス、自立支援医療、補装具及び地域生活支援事業、特別児童扶養手当の支給および身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付に係る事務にて特定個人情報ファイルを取り扱う。	事後	
令和1年5月31日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【障害者総合支援法に係る事務】 ①障害福祉サービスに関する受付申請受付・交付決定事務および情報の管理 ②障害支援区分に関する認定事務および情報の管理 ③自立支援医療（更生医療・育成医療）に関する申請受付・交付決定事務および情報の管理 ④自立支援医療（精神通院）に関する進達事務および情報の管理 ⑤補装具に関する申請受付・交付決定事務および情報の管理 ⑥地域生活支援事業に関する申請受付・交付決定事務および情報の管理	【障害福祉サービスの支給に係る事務】 ①自立支援の給付に関する申請受付・交付決定事務および情報の管理 ②障害児支援の給付に関する申請受付・交付決定事務および情報の管理 ③自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付に関する申請受付・交付決定事務および情報の管理 ④自立支援医療（精神通院）の給付に関する進達事務および情報の管理 ⑤補装具の給付に関する申請受付・交付決定事務および情報の管理 ⑥地域生活支援事業の給付に関する申請受付・交付決定事務および情報の管理	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【身体障害者手帳の交付に係る事務】 ①身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ④身体障害者手帳において氏名を変更した時、または居住地を移した時の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務	【障害者手帳の交付に係る事務】 ①障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②障害者手帳の返還に関する事務 ③障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ④障害者手帳において氏名を変更した時、または居住地を移した時の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤障害者手帳の再交付に関する事務	事後	
令和1年5月31日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		【手当の支給に係る事務】 ①特別児童扶養手当の支給に関する受付申請受付・交付決定事務および情報の管理 ②特別児童扶養手当に関する進達事務および情報の管理	事後	
令和1年5月31日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障害者福祉システム、団体内統合宛名、中間サーバー	障害者福祉番号制度連携システム、住民基本台帳システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和1年5月31日	Ⅰ　関連情報 2．特定個人情報ファイル名	業務共通宛名	業務宛名ファイル、人履歴ファイル	事後	
令和1年5月31日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	【障害者総合支援法に係る事務】 番号法第9条第1項および別表第1第84号 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条	【障害福祉サービスの支給に係る事務】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項および別表第1第8号　番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条 番号法第9条第1項および別表第1第12号　番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第12条 番号法第9条第1項および別表第1第34号　番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第25条 番号法第9条第1項および別表第1第84号　番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	【身体障害者手帳の交付に係る事務】 番号法第9条第1項および別表第1第11号　番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第11条	【障害者手帳の交付に係る事務】 番号法第9条第1項および別表第1第11号　番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第11条 番号法第9条第1項および別表第1第14号　番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第14条第6項、第7項、第8項、第9項、第10項、第11項、第12項	事後	
令和1年5月31日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		【手当の支給に係る事務】 番号法第9条第1項および別表第1第46号　番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第37条 番号法第9条第1項および別表第1第47号　番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第38条	事後	
令和1年5月31日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【障害者総合支援法に係る事務】 1　情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号および別表第二 第16号、第26号、第56の2号、第57号、第87号、第116号 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第19条、第30条、第31条、第44条 2　情報照会の根拠 (1)番号法第19条第7号および別表第二 第108号、第109号、第110号 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条	【障害福祉サービスの支給に係る事務】 1　情報提供の根拠 番号法第19条第7号および別表第二第8号、第11号、第16号、第20号、第21号、第22号、第26号、第53号、第56の2号、第57号、第87号、第108号、第116号 2　情報照会の根拠 番号法第19条第7号および別表第二第10号、第11号、第16号、第20号、第53号、第108号、第109号、第110号	事後	
令和1年5月31日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【身体障害者手帳の交付に係る事務】 1　情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号および別表第二　第16号、第27号、第28号、第31号、第54号、第55号、第56の2号、第57号、第79号、第106号、第116号 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第53条 2　情報照会の根拠 なし	【障害者手帳の交付に係る事務】 1　情報提供の根拠 実施しない 2　情報照会の根拠 実施しない	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		【手当の支給に係る事務】 1　情報提供の根拠 実施しない 2　情報照会の根拠 (1)番号法第19条第7号および別表第二第16号	事後	
令和1年5月31日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長　橋本公志	障害福祉課長	事後	
令和1年5月31日	Ⅰ　関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	彦根市福祉保健部障害福祉課 〒522-0041　滋賀県彦根市平田町594番地 市障害者福祉センター内 0749-27-9981	彦根市福祉保健部障害福祉課 〒522-0041　滋賀県彦根市平田町670番地 0749-27-9981	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	令和元年5月31日時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	令和元年5月31日時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ　リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ　リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ　リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐づけ、事務に必要ない情報との紐づけが行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	Ⅳ　リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ　リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		委託しない	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ　リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		提供・移転しない	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ　リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ　リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ　リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ　リスク対策 8. 監査 実施の有無		自己点検	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	Ⅳ　リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発		十分に行っている	事後	
令和7年8月29日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障害者福祉番号制度連携システム、住民基本台帳システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	障害者福祉システム、団体内統合宛名システム、EUCシステム、中間サーバー	事後	
令和7年8月29日	Ⅰ　関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	業務宛名ファイル、人履歴ファイル	障害者福祉関係ファイル、住登外者宛名番号管理関係ファイル、団体内統合宛名関係ファイル	事後	
令和7年8月29日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	″行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項および別表第1第8号　番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条 番号法第9条第1項および別表第1第12号　番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第12条 番号法第9条第1項および別表第1第34号　番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第25条 番号法第9条第1項および別表第1第84号　番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条″	番号法第9条第1項および別表第9，21，51，117項	事後	
令和7年8月29日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	″1　情報提供の根拠 番号法第19条第7号および別表第二第8号、第11号、第16号、第20号、第21号、第22号、第26号、第53号、第56の2号、第57号、第87号、第108号、第116号 2　情報照会の根拠 番号法第19条第7号および別表第二第10号、第11号、第16号、第20号、第53号、第108号、第109号、第110号″	＜情報提供の根拠＞ 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(利用特定個人情報省令)第2条の表の11、15、20、37，42、75、80、81、125、144、155及び161の項 ＜情報照会の根拠＞ 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(利用特定個人情報省令)第2条の表の14、15、16、20、37、75、144、145及び146の項	事後	
令和7年8月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日時点	令和7年5月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日時点	令和7年5月31日時点	事後	
令和7年8月29日	Ⅳ　リスク対策 8人手を介在させる作業	【右記事項を追記】	（人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か）十分である 〈判断の根拠〉 本人確認書類等の確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。	事後	
令和7年8月29日	Ⅳ　リスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策	【右記事項を追記】	最も優先度が高いと考えられる対策 3）権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 （当該対策は十分か【再掲】） 2）十分である （判断の根拠） パスワードおよび指紋認証を活用し、また、限定されたユーザーにシステムに係る権限を与えることによって権限のない者によって不正に使用されるリスク対策を行っている。	事後	
令和8年10月30日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【右記事項を追記】	⑦Public Medical Hub（PMH）を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務 ・情報連携のため、本市はPublic Medical Hub（PMH）へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐づけ及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務ニ係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療助成を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和8年10月30日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	【右記事項を追記】	Public Medical Hub（PMH）	事前	
令和8年10月30日	Ⅳ　リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	委託しない	十分である	事前	